

ごみ収集等の業務に満18歳未満の高校生等を就業させる場合に注意していただきたいこと

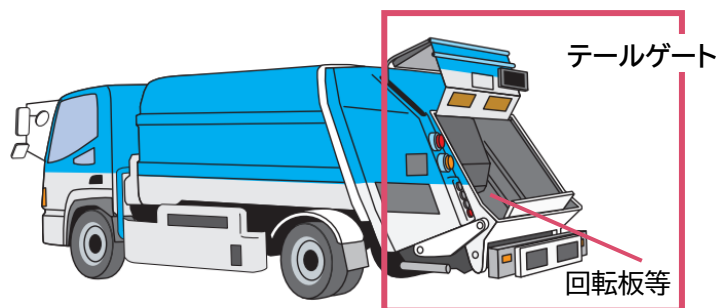
高校生等の満18歳未満の年少者(以下「年少者」といいます)をごみの収集等の業務に就かせることはできますが、一部の作業は、労働基準法第62条に定める危険有害業務に該当し、行わせることができません。ご理解の上、適切な対応をお願いします。

1 年少者を就業させることのできる業務の範囲

一般廃棄物の収集等の業務	特別管理一般廃棄物※以外	年少者も 就業可 (機械式ごみ収集車にごみを投入する作業等を除く)
	特別管理一般廃棄物※	年少者は 就業不可
産業廃棄物の収集等の業務		年少者は 就業不可

※一般家庭等から出される廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などを有するもの

年少者に、機械式ごみ収集車のごみ投入口にごみを投入する作業などのテールゲートに近接して行う作業や、上昇したテールゲートの下に立ち入って行う作業をさせることはできません。



ごみ収集車の回転板やテールゲートに挟まれる危険等があり、実際に重大な災害も発生しています

災害事例

ごみ収集車の回転板等に巻き込まれる危険

- 回転板を連続運転させながら、プラスチックごみの回収作業を実施していたところ、テールゲート内に身体の一部が入り込み、頭部から回転板に巻き込まれた
- 可燃ごみ回収作業中、ごみ収集車の投入部にダンボールが詰まってしまい、両手で押し込んだところ、プレスプレートに両手を挟まれた
- ごみ収集車内に異物が詰まっていることを知らせる警報が鳴ったため、テールゲートを上昇させて内部を確認していたところ、別の作業員が誤ってテールゲートを下降させてしまい、テールゲートに上半身を挟まれた

ごみ収集車のテールゲートに挟まれる危険

- ごみの投入作業の前に、テールゲートを清掃していたところ、別の作業員が積込み作業を始めたところ、勘違いして回転板を動かし、右肘から回転板に巻き込まれた

2 年少者に行わせることのできる作業の例

次のような作業であれば、年少者にも行わせることができます。

- ・ 機械式ごみ収集車によって収集等の業務を行う場合は、分散しているごみ捨て場から、ごみ収集車の近くまでごみを運ぶ作業

(注) ごみの投入作業は、他の18歳以上の労働者が行う必要があります。

また、巻き込まれ等の危険があることから、年少者は、作業中、テールゲートに近接することのないようにしてください。

- ・ 機械式ごみ収集車ではなく、トラックによって収集等の業務を行う場合は、ごみを荷台に積み込む作業

3 その他注意していただきたいこと

年齢区分 主な保護規定	児童	年少者・未成年者	満18歳以上の者
	満15歳に達した日以後 最初の3月31日が 終了するまでの者 許可を受けた場合	満18歳に 満たない者	満18歳 以上の者
労働条件の明示 労働基準法第15条	原則使用禁止 使用する場合には労働基準監督署の許可が必要	労働基準法等の規定の適用範囲	労働基準法の年齢区分と保護規定の適用について詳しくはこちらをご確認ください
賃金の支払 労働基準法第24条、最低賃金法第4条			
労働時間 労働基準法第32条			
休憩時間 労働基準法第34条			
休日 労働基準法第35条			
未成年者の労働契約締結の保護 労働基準法第58条			
未成年者の賃金請求権 労働基準法第59条			
年齢証明書等の備付け 労働基準法第57条			
労働時間・休日の制限 労働基準法第60条			
深夜業の制限 労働基準法第61条			
危険有害業務の就業制限 労働基準法第62条			
坑内労働の禁止 労働基準法第63条			
帰郷旅費 労働基準法第64条			

内容についてご不明な点は、
都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください



労働基準監督署